

公益社団法人高分子学会

特定個人情報取扱規程

(2016年11月30日理事会承認)

(2018年3月13日理事会承認)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高分子学会（以下、「本会」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下、「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、本会の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。本会は、原則として特定個人情報等の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各事務を外部ベンダー（以下「外部委託先」という。）に委託をすることとしている。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、この規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び「個人識別符号」が含まれるものをいう。
- (2) 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
 - 1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - 2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別するこ

とができるもの

- (3) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (4) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- (6) 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (7) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (8) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (9) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (10) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 「役職員」とは、本会の組織内にあつて直接又は間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員、嘱託、臨時雇員等をいう。
- (12) 「事務取扱担当者」とは、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (13) 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (14) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(本会が個人番号を取り扱い事務の範囲)

第3条 本会が、個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

役職員（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務及び個人番号利用事務（右記に関連する事務を含む）	給与所得・退職所得の源泉徴収関連事務等
	扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務等
	給与支払報告書作成事務等

	給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書作成事務等
	特別徴収への切替申請書作成事務等
	退職手当金等受給者別支払調書作成事務等
	退職所得に関する申告書作成事務等
	健康保険、厚生年金保険・企業年金届出事務等
	国民年金第三号届出事務等
	健康保険、厚生年金保険、企業年金申請・請求事務等
	雇用保険届出事務等
	雇用保険申請・請求事務等
	財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務等
役職員以外の個人に係る個人番号関係事務 (右記に関連する事務を含む)	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務

(本会が取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において、本会が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 役職員及び扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、社員番号等
- (2) 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等

2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

(第3条に掲げる事務に係る法定調書等の作成に係る事務フロー)

第5条 第3条に掲げる事務に係る法定調書等の作成に係る事務フローは、外部委託先もしくは本会が定めるところに従うものとする。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

(組織体制)

第6条 本会は、代表理事会長が事務局長を事務取扱責任者として指名する。

- 2 事務取扱責任者は、事務取扱担当者を指名する。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 4 事務取扱担当者が変更することになる場合、事務局長は新たに事務取扱担当者となる者を指名するものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。事務局長はかかる引継ぎが行われたか確認するものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第7条 本会は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育・研修)

第8条 本会は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこの規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

- 2 事務取扱担当者は、代表理事会長が主催するこの規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に代表理事会長が定める。

(取扱状況・運用状況の記録)

第9条 特定個人情報等の取扱い状況及び運用状況(下記項目(1)から(4)まで)については、外部委託先をして行わせるものとする。なお、特定個人情報ファイルの削除・廃棄の記録については、外部委託先からこれを証明する記録を受領するものとする。

- (1) 特定個人情報等の入手日
 - (2) 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日
 - (3) 源泉徴収票等の本人への交付日
 - (4) 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日
 - (5) 特定個人情報等の廃棄日
- 2 前項にかかわらず、本会内で前項の(3)の交付を行った場合には、当該(3)に係る特定個人情報等の取扱い状況及び運用状況を本会で記録するものとする。

(情報漏えい事案等への対応)

第10条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生し

たことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、事務取扱責任者に報告し事務取扱責任者は会長に直ちに報告する。

- 2 具体的な対応については、特定個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年 9 月 28 日特定個人情報保護委員会告示第 2 号、以下「情報漏えい事案ガイドライン」という。）に定めるところに従い、適切に対処するものとする。

（取扱状況の確認）

第 1 1 条 代表理事長は、外部委託先をして、特定個人情報等の取扱状況について、1 年に 1 回の頻度で確認を行わせるものとする。

第 2 節 物理的安全管理措置

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第 1 2 条 本会においては、本会における特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各事務を外部委託先に委託するため、原則本会内に管理区域及び取扱区域を設けない。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

第 1 3 条 本会は、前条のとおり、管理区域及び取扱区域を設けないが、外部委託先から特定個人情報等が記録された機器若しくは電子媒体又は特定個人情報等が記録された書類等を受領した場合は、その盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット又は書庫等に保管する。

（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）

第 1 4 条 本会においては、第 1 2 条のとおり、管理区域及び取扱区域を設けないが、外部委託先から受領した特定個人情報等を、持ち運ぶことは、次に掲げる場合を除き禁止する。

- (2) 外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
 - (3) 行政機関等への法定調書の提出等、本会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第15条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、廃棄・削除段階の安全管理措置を講じさせるものとする。

- 2 本会は、外部委託先における特定個人情報ファイルの削除・廃棄の記録について、当該外部委託先からこれを証明する記録を受領するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第16条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、技術的安全管理措置を講じさせるものとする。

第3章 特定個人情報の取得

(個人番号の取得)

第17条 本会は、外部委託先をして、本会における役職員等からの特定個人情報等の取得において、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインを遵守して行わせるものとする。

(取得段階の安全管理措置)

第18条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、特定個人情報等の取得段階における安全管理措置を講じさせるものとする。

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第19条 本会は、第3条に掲げる個人番号を取り扱う事務の範囲内でのみ特定個人情報等を利用するものとする。また、本会は、外部委託先をして、第3条に掲げる個人番号を取り扱う事務の範囲内でのみ、委託に係る特定個人情報等を利用させるものとする。

- 2 本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第20条 本会は、外部委託先をして、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、特定個人情報ファイルを作成させるものとする。

(利用段階における安全管理措置)

第21条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、特定個人情報等の利用段階における安全管理措置を講じさせるものとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第22条 本会は、外部委託先をして、特定個人情報等を、第3条に掲げる個人番号を取り扱う事務の範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めさせるものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第23条 本会は、外部委託先をして、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管させないものとする。

(保管段階における安全管理措置)

第24条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、特定個人情報等の保管段階における安全管理措置を講じさせるものとする。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第25条 本会は、外部委託先をして、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供させないものとする。

(提供段階における安全管理措置)

第26条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、特定個人情報等の提供段階における安全管理措置を講じ

させるものとする。

第7章 特定個人情報の開示

(特定個人情報の開示)

第27条 本会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る特定個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第28条 本会は、外部委託先をして、第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管させるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除させるものとする。なお、特定個人情報ファイルの削除・廃棄の記録については、外部委託先からこれを証明する記録を受領するものとする。

(廃棄・削除段階における安全管理措置)

第29条 本会は、外部委託先をして、番号法その他の法令及び特定個人情報ガイドラインの定めるところに従い、特定個人情報等の廃棄・削除段階における安全管理措置を講じさせるものとする。

第9章 特定個人情報の取扱いの委託

(委託先における安全管理措置)

第30条 本会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託する場合には、本会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
 - (1) 委託先の適切な選定
 - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して本会が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
- (1) 設備
 - (2) 技術水準
 - (3) 従業者（事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。）に対する監督・教育の状況
 - (4) 経営環境状況
 - (5) 特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）又は以下の1)から5)までのいずれにも該当しないこと
 - 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。なお、(9)及び(10)に関しては努力義務であり、特に(9)に関しては委託先の全ての従業者が特定個人情報を取り扱う可能性がある場合には、特段の規定をすることを求めない場合もあり得る。
- (1) 秘密保持義務に関する規定
 - (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - (4) 再委託における条件
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
 - (7) 従業者に対する監督・教育に関する規定
 - (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
 - (9) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - (10) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 本会は、委託先の管理については、本会事務局・管理統轄グループを責任部署とする。
 - 6 本会は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、1年に1回の頻度で必要に応じてモニタリングをするものとする。
 - 7 本会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに本会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
 - 8 委託先は、本会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
 - 9 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
 - 10 本会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定を盛り込ませるものとする。

(役職員への国民年金第3号被保険者の個人番号の収集・本人確認の委託)

第31条 本会は、役職員に対して、当該役職員の配偶者であつて国民年金第3号被保険者であるものからの個人番号の収集及び本人確認を委託する。

第10章 その他

(変更後の個人番号の届出)

第32条 役職員は、個人番号が漏えいした等の事情により、自ら又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく本会に届け出なければならない。

(雑則)

第33条 この規程に定めのない事項は、事務取扱責任者が代表理事会長の承認を得て決定する。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則（２０１６年）

この規程は２０１６年１２月１日から施行する。

附 則（２０１８年改訂）

この規定は２０１８年３月１３日から施行する。